

平成23年12月第5回八街市議会定例会会議録（第1号）

.....

1. 開議 平成23年11月30日 午前10時00分

1. 出席議員は次のとおり

- 1番 長谷川 健 介
- 2番 鈴 木 広 美
- 3番 服 部 雅 恵
- 4番 小 菅 耕 二
- 5番 小 山 栄 治
- 6番 木 村 利 晴
- 7番 石 井 孝 昭
- 8番 桜 田 秀 雄
- 9番 林 修 三
- 10番 山 口 孝 弘
- 11番 小 高 良 則
- 12番 川 上 雄 次
- 13番 中 田 眞 司
- 14番 古 場 正 春
- 15番 林 政 男
- 16番 新 宅 雅 子
- 17番 加 藤 弘
- 18番 京 増 藤 江
- 19番 右 山 正 美
- 20番 丸 山 わき子
- 21番 湯 浅 祐 徳
- 22番 鯨 井 眞佐子

.....

1. 欠席議員は次のとおり

な し

.....

1. 地方自治法第121条の規定による会議事件説明のための出席者は次のとおり

市	長	北 村 新 司
副	市	長 高 橋 一 夫
教	育	長 川 島 澄 男
総	務	部 長 浅 羽 芳 明
市	民	部 長 加 藤 多久美

+

+

市民部参事（事）国保年金課長	石 毛 勝
経 済 環 境 部 長	中 村 治 幸
建 設 部 長	糸 久 博 之
会 計 管 理 者	江 澤 弘 次
教育委員会教育次長	長谷川 淳 一
農業委員会事務局長	藤 崎 康 雄
選挙管理委員会事務局長	小 出 聰 一
監 査 委 員 事 務 局 長	麻 生 和 敏
財 政 課 長	吉 田 一 郎
介 護 保 険 課 長	宮 崎 充
下 水 道 課 長	藏 村 隆 雄
水 道 課 長	醍 醐 文 一
学校給食センター所長	石 川 孝 夫
総務部参事（事）総務課長	小 出 聰 一
厚 生 課 長	石 川 良 道
農 政 課 長	加 瀬 芳 之
建設部参事（事）道路河川課長	勝 股 利 夫
庶 務 課 長	勝 又 寿 雄

+

+

1. 本会議の事務局長及び書記は次のとおり

事 務 局 長	森 田 隆 之
副 主 幹	廣 森 孝 江
主 査	小 川 正 一
主 査 補	吉 田 美 恵 子
主 査 補	須 賀 澤 勲

1. 会議事件は次のとおり

○議事日程（第1号）

平成23年11月30日（水）午前10時開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 議案の上程

議案第1号から議案第12号

提案理由の説明

請願第23－4号

紹介議員の説明

+

日程第4 休会の件

+

○議長（鯨井眞佐子君）

本日、平成２３年１２月第５回八街市議会定例会は、ここに開会される運びとなりました。
この定例会は、議案１２件、請願１件が提出されることになっています。

慎重に審議を尽くされ、市民の負託に応えられますよう期待いたしますとともに、議会運営につきましても、ご協力をお願いいたしまして、開会のあいさつといたします。

ただいまから、平成２３年１２月第５回八街市議会定例会を開会します。

ただいまの出席議員は２２名です。したがって、この定例会は成立しました。

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、配付のとおりです。

日程に入る前に報告します。

最初に、地方自治法第１２１条の規定に基づく出席者は配付のとおりです。

次に、１１月２２日までに受理した陳情１件につきましては、その写しを配付しておきました。

次に、監査委員から９月及び１０月予算執行分に係る例月出納検査報告書が提出されましたので、その写しを配付しておきました。

次に、市長の専決処分事項に指定されている損害賠償額の決定についての報告１件及び訴訟の提起１件が議長あてに提出されましたので、その写しを配付しておきました。

次に、地方自治法第１０４条の規定により、議会の代表として出席した会議等は配付のとおりです。

以上で報告を終わります。

日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員の指名は、会議規則第８１条の規定に基づき、木村利晴議員、小山栄治議員を指名します。

日程第２、会期の決定についてを議題とします。

この件については、議会運営委員長より発言を求められておりますので、これを許します。

○中田眞司君

ご報告申し上げます。平成２３年１２月定例会の会期等を協議するため、去る１１月２２日に議会運営委員会を開催し、協議いたしましたので、その結果についてご報告いたします。

１２月定例会に上程される案件は、議案１２件、請願１件であります。

次に、一般質問の通告が、個人１６人からありました。

以上の案件を審議するため、１２月定例会は、お手元に配付してあります会期表のとおり、会期を本日から１２月２１日までの２２日間と協議決定いたしましたので、この会期等にご賛同を賜り、円滑な議会運営ができますよう議員各位のご協力をお願い申し上げまして、議会運営委員長の報告といたします。

○議長（鯨井眞佐子君）

ただいまの委員長報告のとおり、この定例会の会期は、本日から１２月２１日までの２２

日間とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鯨井眞佐子君）

ご異議なしと認めます。

会期は２２日間に決定しました。

日程第３、議案の上程を行います。

議案第１号から議案第１２号及び請願第２３－４号を一括議題とし、採決は分割して行いたいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鯨井眞佐子君）

ご異議なしと認めます。

最初に、議案第１号から議案第１２号の提案理由の説明を求めます。

○市長（北村新司君）

本日、ここに平成２３年１２月第５回八街市議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には、公私ともご多用のところご参集いただき、誠にありがたく御礼申し上げます。

本定例会に提案いたしました案件は、条例の一部改正及び新規制定、指定管理者の指定、字の区域及び名称の変更、市道路線の変更及び認定、平成２３年度八街市一般会計補正予算ほか特別会計の補正予算の合計１２議案でございます。

それでは、提案いたしました議案についてご説明いたします。

議案第１号は、八街市一般職の職員の給与等に関する条例等の一部改正でございます。本年の人事院及び県人事委員会の勧告は、公務員給与と民間給与を比較した結果、公務が民間を上回ったことから、格差を解消するため、公務員の給料月額を引き下げ改定を行うことが適切であるとの内容でありました。このことから、本市においても、この勧告に基づき、一般職の職員の給与を適正な水準に改定するため、条例を改正しようとするものでございます。

議案第２号は、八街市在宅重度知的障害者及びねたきり身体障害者福祉手当支給条例の制定でございます。現在、八街市在宅重度知的障害者及びねたきり身体障害者養護手当支給条例により、在宅重度知的障がい者等と同居している養護者に対しまして養護手当を支給しておりますが、この支給対象を重度知的障がい者等の当事者、もしくはその介護者に支給するよう変更するものでございます。在宅重度知的障がい者等、またはその家族に対し、障がいゆえに生ずる負担の軽減を図ることを目的として、福祉手当を支給するため、現行の八街市在宅重度知的障害者及びねたきり身体障害者養護手当支給条例を廃止し、新たに八街市在宅重度知的障害者及びねたきり身体障害者福祉手当支給条例を制定しようとするものでございます。

議案第３号は、指定管理者の指定についてでございます。これは、八街市障害者就労支援事業所の指定管理者に、「八街市八街に２０番地 社会福祉法人光明会理事長 小澤定明」

を指定するにあたり、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

議案第4号は、字の区域及び名称の変更についてでございます。これは、八街駅北側地区土地区画整理事業の施行に伴い、字の区域及び名称を変更する必要があるため、地方自治法第260条第1項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

議案第5号は、市道路線の変更についてでございます。これは、市道西林12号線について、現在の認定区間は、県道神門八街線の接続部分を起点としておりますが、県道の起点部分から一定区間に渡り道路としての形態がないため、現況に合わせて起点を変更するものでございます。

議案第6号は、市道路線の認定についてでございます。これは市道夕日丘51号線ほか3路線について、開発行為により帰属された道路を新たに市道として認定するものでございます。

議案第7号は、平成23年度八街市一般会計補正予算についてでございます。この補正予算は、既定の予算に3億7千114万8千円を増額し、歳入歳出予算の総額を192億7千101万1千円とするものでございます。歳入につきましては、国庫支出金1億3千997万8千円、繰入金3千248万5千円、諸収入4千435万4千円、市債1億2千420万円を増額するのが主なものでございます。歳出につきましては、生活保護費2億6千811万7千円、ごみ収集処理事業費4千598万円、クリーンセンター焼却炉維持修繕事業費2千万円、市道116号線ほか道路整備事業費1億6千万円、中央公民館整備事業費2千380万円を増額し、給与改定等に伴う人件費3千588万5千円、子ども手当支給費1億7千643万7千円を減額するのが主なものでございます。

議案第8号は、平成23年度八街市国民健康保険特別会計補正予算についてでございます。この補正予算は、既定の予算に6億7千600万9千円を増額し、歳入歳出予算の総額を87億6千338万円とするものでございます。歳入につきましては、国庫支出金の療養給付費等負担金1億5千433万8千円、療養給付費交付金1億9千879万9千円、前期高齢者交付金2億4千333万2千円を増額するのが主なものでございます。歳出につきましては、一般・退職被保険者等療養給付費負担金5億5千773万2千円、一般・退職被保険者等高額療養費負担金1億646万7千円、償還金9千740万8千円を増額し、後期高齢者支援金9千245万3千円を減額するのが主なものでございます。

議案第9号は、平成23年度八街市介護保険特別会計補正予算についてでございます。この予算は、既定の予算に1億7千995万1千円を増額し、歳入歳出予算の総額を33億7千567万9千円とするものでございます。歳入につきましては、国庫・県支出金の現年度分介護給付費負担金9千675万7千円、支払基金交付金の現年度分介護給付費交付金5千872万7千円、介護給付費繰入金2千446万7千円を増額するのが主なものでございます。歳出につきましては、介護サービス等諸費給付事務1億9千533万円を増額し、介護給付費準備基金積立金1千580万7千円を減額するのが主なものでございます。

議案第10号は、平成23年度八街市学校給食センター事業特別会計補正予算についてでございます。この予算は、既定の予算から2千円を減額し、歳入歳出予算の総額を7億81万7千円とするものでございます。歳入歳出予算につきましては人事異動等に伴う人件費の調整でございまして、あわせて学校給食配送業務ほか3件について、新たに債務負担行為を設定するものでございます。

議案第11号は、平成23年度八街市下水道事業特別会計補正予算についてでございます。この予算は、既定の予算から145万9千円を減額し、歳入歳出予算の総額を9億4千683万5千円とするものでございます。歳入歳出予算につきましては人事異動等に伴う人件費の調整でございまして、あわせて大池調整池維持管理業務ほか1件について、新たに債務負担行為を設定するものでございます。

議案第12号は、平成23年度八街市水道事業会計補正予算についてでございます。収益的収入につきましては、既定の予算に804万9千円を増額し、収益的収入の総額を10億7千977万8千円とするもので、他会計補助金710万2千円を増額するのが主なものでございます。収益的支出につきましては、既定の予算に503万円を増額し、収益的支出の総額を10億7千269万1千円とするもので、配水及び給水費465万8千円を増額するのが主なものでございます。資本的収入につきましては補正はございませんが、資本的支出につきましては、既定の予算から24万5千円を減額し、資本的支出の総額を8億7千477万6千円とするもので、全額が人事異動等に伴う施設費の人件費の調整でございます。また水質法定検査業務委託について、新たに債務負担行為を設定するものでございます。

以上で、提案いたしました議案の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議の上、可決くださるようお願いを申し上げます

○議長（鯨井眞佐子君）

次に、請願第23－4号、紹介議員の説明を求めます。

○丸山わき子君

それでは、請願文書表、請願第23－4号につきまして紹介いたします。

受理年月日は、平成23年11月21日。

件名につきましては、学校図書館の充実を求める請願であります。

この請願者は、佐倉市江原台1－22－4に事務所を置きます、北総教職員組合、石井昇委員長からの請願でございます。

紹介議員は、右山正美議員と、私、丸山でございます。

まず、請願文書表を読み上げまして、紹介させていただきます。

件名、学校図書館の充実を求める請願。

請願趣旨。学校図書館は、児童・生徒にとって最も身近な「図書館」であり、一人ひとりの学びや豊かな感情を育む上で欠かせない場所となっています。すべての子どもたちにとって利用しやすい学校図書館を整備することは、学校教育における調べ学習の充実や新聞教育への取り組みなど、児童・生徒が自ら調べ、自ら学ぶ力を伸ばします。

また、子どもたちが多くの良書と出会い、本の世界を存分に味わうことで、幅広い物事の見方や考え方を身に付け、知識の世界を広げながら、より豊かな社会生活の実現に資することとなります。

ところが、現実には、学校図書館の整備状況は自治体の財政状況に左右され、県内でも専任の学校司書が置かれている自治体は少数にとどまっています。そのため、多く学校現場では多忙な職務の間に担当の教職員が図書室の整備を行ったり、保護者や地域のボランティアに整備をお願いしているために、継続的、専門的な視野での読書環境の充実・整備がなされていないのが実情です。

学校図書館が、その機能を発揮するためには、十分な額の図書購入費や読書環境の整備、専任・正規の専門職員の配置が不可欠です。

3月の東日本大震災以降、多くの子どもたちが読書によって笑顔を取り戻し、絵本や物語を通して生きる勇氣と希望を感じています。すべての子どもたちが、これからの時代を豊かに生きる力を身に付けられるよう、下記の項目についてお願いいたします。

請願事項1. 学校図書費（図書整備費）を大幅に増額すること。

2. すべての市立小中学校で、学校図書館図書標準を満たすよう、早急に財政措置を講ずること。また、古くなった本は、速やかに修繕・入れ替えをすること。

3. すべての市立小中学校に、専任・正規の専門職である学校司書を配置すること。

平成23年11月21日。

八街市議会議長、鯨井眞佐子様。という内容でございます。

若干、この請願に関しまして補足説明をさせていただきます。

文部科学省は平成19年度から23年度まで、学校図書整備5カ年計画というのを定めまして、各学校の蔵書の確保を推進してきたところでございます。文部科学省の図書標準に対しまして、八街市では、達成している小学校は2校、中学校は1校です。思い切った蔵書の確保のための財政措置が必要となっております。あわせて、すべての市内小中学校に専任・正規の学校図書館司書の配置が求められているところですが、この請願を出した全教では、この請願の提出にあたりまして、北総地域すべての教育委員会に図書整備に関するアンケートを実施しています。そのアンケートには、多くの教育委員会から司書の配置で図書の貸出数が増えた。また、本の整理、修理や工夫した展示物などにより、図書室が親しみやすい環境に整備された。生徒の興味・関心や学習テーマに応じて、図書の紹介や相談などを行うことにより、子どもたちの読書への意欲が高まったなど、活用される図書館となった意見がたくさん寄せられています。子どもたちにとって学校図書館司書は、大きな役割を果たしていることがわかります。

ところが、八街市の図書館司書の配置状況は、2校を兼務しており、週2日から3日、また、1日5、6時間の勤務となっています。これでは、読書活動の活性化への貢献は十分とは言えません。すべての小中学校に学校図書司書を配置することは、遅れている蔵書の整備率の向上とともに切実な内容となっております。八街市が子どもたちの成長の場である学校

図書館の整備に一層力を入れていただきたいという請願の趣旨をご理解いただきまして、採択くださいますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（鯨井眞佐子君）

ただいま議題となっています議案第1号、八街市一般職の職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例の制定については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略し、直ちに質疑、討論、採決を行いたいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鯨井眞佐子君）

ご異議なしと認めます。

これから、議案第1号に対しての質疑を行います。

質疑はありませんか。

○右山正美君

それでは、何点か質問をしていきたいと思いますが、主な改正の内容ということで、概ね高齢者層に重点を置きということなんですけれども、高齢者層と本当に50代、40代を含めて、本当にいいのかどうか。この辺も全く不思議でならないんですけれども、大体、人事院勧告に基づいて、今議会でもいろいろと引き下げということでやっておりますけれども、昨日の多古町の議会では、これは人事院勧告を否決したということで、やはりそれはなぜかといったら、やはり市長をはじめ、三役が率先して給与の引き下げを行うべきだということなんです。私も同意見なんですけれども、やはりこの40代、50代というのは、子どもたちが成長の過程で一番お金がかかるという時期に来ているんですよね。それは、あえてやはり、そこで引き下げをしていくということになっていけば、やはり地域経済も含めて、これは大変なことになってくるんじゃないかなというふうに思うんです。

それで、まず1点目にお聞きしたいのは、調整率0.37パーセントということになってくるわけなんですけれども、この0.37パーセントについては、近隣市町村も含めて、大体同じような意向で調整率を引き下げをするのか。その辺についてはどうでしょうか。

○総務部長（浅羽芳明君）

この0.37パーセントにつきましては、基本的に人事院、それから人事院勧告ともに同率で勧告が出されております。基本的に、この率に沿ってほかの自治体も調整をするというふうに考えております。

○右山正美君

自治体によっては、もっと低く抑え込むとか、そういったこともやっているんじゃないですか。同率で0.37パーセント引き下げということでは、私はないと思いますよ。

ほかの市町村の自治体労働者の賃金を見ても、八街市というのは、これまでもずっと、決算委員会でも何でも、議会の中でずっと言ってきていますけれども、やはり他市町村と比べて、そんな高くないんですよ、やはりね。そういうところをやはり考えて、その調整率も考

えていかなきゃ、もちろんその法案に私は引き下げに反対なんですけれども、やはりその辺のところも検討していかざるを得ないんじゃないかなというふうに思うんですけれども、その辺はどうでしょうかね。

○総務部長（浅羽芳明君）

ちょっと誤解のないように整理をさせていただきますけれども、調整率の0.37パーセントというのは、引き下げの改定の対象になる職員、これについて4月からの官民格差相当分を解消するというので、4月の給与、それから6月におきます勤勉手当に掛ける率ということになります。この率については、基本的には、私どもは各自治体とも同じだというふうに考えております。

それから、給与改定率自体の問題につきましては、そのそれぞれの自治体の職員構成等がございますので、それについては、当然、率が変わってくるというふうには理解しておるところでございます。

○右山正美君

結局、今、話をしたのは、今まで4月からさかのぼって調整をするということでしょう。一旦支払ったものをボーナスで、支払ったものを返してくれということと全く同じことなんですよね、そういう調整をするということはね。ですから、これもやはり矛盾が私は出てくるなというふうに考えているんですよ。支払った給料をさかのぼって返しなさいよと、こういうことを平気でやるんですから。そのことも、やはり私は矛盾を感じます。

それで、一般職、給食センター、下水道職員、給与改定部分と年間調整部分と影響総額465万円ということになってくるんですけれども、これは一体どのくらいの人数なのかどう。50歳代を中心ということなんですけれども、40歳代も含めるということになってくるんですけれども、その辺の影響はどのようになっているのか。

○総務部長（浅羽芳明君）

実際の引き下げということでございますけれども、行政職給料表の対象職員数が509名ということになっておりますが、このうち引き下げの対象になる職員が186名ということになります。以上でございます。

○右山正美君

それと、部長級、課長級、副主幹級、主査級、それぞれ人数が出ますかね、どのくらいか。

○総務部長（浅羽芳明君）

それでは、給料表の級別の答弁でかえさせていただきたいと思いますが、上の方から申し上げまして、8級、いわゆる部長職になりますけれども、これは給料表適応職員数が10名で10名とも対象になっております。

それから、7級職、これが課長職になりますが、30名のうち30名ということで、これも全員が対象になっております。

それから、6級、副主幹クラスということになりますが、対象数51名中50名が減額になります。

それから、５級職については、４１名中４０名。それから、４級職になりますと、１００名のうち４４名。それから、３級職に行きますと２０４名中１２名。２級職、１級職については、減額対象にはなっておらないということでございます。

○右山正美君

全体で１８６名ということで、この給与の引き下げは、全体的な国会の中で人事院勧告に基づいて民間との格差をなくすということなんですから、しかし、民間との格差をなくすということで、ずっとこれまでも人事院勧告でやってきて、その引き下げの競争にやばりなっているんですよ。これがやはり、もう一つ経済を悪化させる１つの要因にもなっていると言わざるを得ないわけで、今やるべきことは、やはりこの経済を温めていくということになっていかないと、これはまた経済が沈んでいくわけです。ですから、そういう点でも人事院勧告については、やはり市長を含めて三役を優先してやって、その後に考えていくという方向性を持って、多古町もそういった先にやるべきことは、町長の給与を引き下げることだよ。だから、今回の人事院勧告は飲めませんと。そういう具合にきっぱりと議会の中でも否決をしてきたわけですよ。ですから、自治体労働者に与える影響、あるいは、また地域経済に与える影響がやはり何としても大きいわけですので、やはりこの本件については、検討していく必要があるなというふうに思います。以上です。

○議長（鯨井眞佐子君）

ほかに質疑はありませんか。

+

○丸山わき子君

今回も人事院勧告を受けて、八街市もそのとおり実施するということなんですが、私は今年は特に公務員のあり方が本当に問われた年だというふうに思っております。というのは、東日本大震災、ここでは、復興・復旧に最前線で全力で頑張ってきたのが、それぞれの自治体の公務員労働者です。この八街からも早速この災害のときには駆け付けた。やはり地域住民の命を守る、暮らしを守る、その先頭に立って働いている労働者に対して、今年も官民の格差をなくすためということで、こうした人事院勧告を突き付ける。これは絶対許せない。今、民間との格差ということなんですが、一体幾らになっているのか。その辺について担当課にお伺いしたいと思います。

○総務部長（浅羽芳明君）

これは、本市は人事委員会等がございませんので、独自で調査はしておりませんが、人事院の調査に基づきますと、月例給の格差が８９９円、要するに公務の方が高いということになっております。

○丸山わき子君

これは、国の人事院勧告の調査結果だと８９９円。しかし、国の方は０．２３パーセントマイナスということなんですよ。先ほどの答弁ですと、職員の構成等もあるから、それぞれ違うんだということで、本市では０．３７パーセントの。そうじゃないんですか。８９９円というのは、あくまでも０．２３パーセントに対する格差の状況じゃないんですか。説明

いただきたい。

○総務部長（浅羽芳明君）

先ほどの答弁が悪かったのかもしれませんが、0.37パーセントというのは、あくまでも4月にさかのぼって、官民格差を解消する率ということで、減額の対象となる職員のみで、その格差分を負担しようということで、導き出した率でございますので、実際の給与改定の率は、また、それは異なってくるということで、先ほど説明を申し上げたところでございます。

○丸山わき子君

だから、その辺については本当に職員が犠牲になるわけですよ。それも40代、50代のまさにベテランの職員の皆さんが、なぜ、犠牲にならなきゃいけないのか。そこなんですよね。本当に市を背負って立つベテランの職員が、ずっと犠牲になっているわけですね。勧告は3年連続のマイナスをやっているわけですね。このマイナス勧告で、3年間の連続のマイナス勧告というのは、一体トータルでどのくらいになるのか。その辺は算出されていますか。

○総務部長（浅羽芳明君）

申し訳ありませんけれども、現在、手元には資料がございません。

○丸山わき子君

やはりマイナスの3年間の勧告というのは、かなりの額になっているはずですし、それから1998年から給与改定等がどんどん挙げられているわけですね。この13年間で、全国で平均すれば、約70万円を超す給与の減になっているわけなんです。そういう点では、公務員労働者の生活悪化につながる。公務員労働者だけではなくて、地域の経済を冷え込ませる。こうしたことにも連動しているわけですね。そういった点では、こうした賃金の大幅削減を絶対に許すわけにはいかないというふうに思うわけです。

やはり人事院というのは、公務員労働者にスト権を与えない。そのかわりに人事院が公務員労働者の生活環境を守る、生活条件を守るために、そのために勧告をするというのが本来の制度ですが、ところが今は公務員労働者に対して、労働条件の改悪をぶつける、とんでもない制度に変わっていると思います。こういう制度を市長は受け入れていくのかどうか。実際に、この人事院勧告を無視した場合に、どのくらいのペナルティーがあるのか。その辺については、どんなふうにお考えでしょうか。

○総務部長（浅羽芳明君）

私の方では、特にペナルティーはあるものとは、考えておりません。

それから、民間準拠に対する考え方でございますけれども、基本的に公務員につきましては、先ほど丸山議員からお話がありましたように、労働基本権の制約の代償措置ということで勧告がなされているということとは理解しております。基本的には、先ほどから申し上げておりますように、民間準拠ということで、これについては、民間の給与水準、これが上がるときだけでなく、下がるときにも同様に、そういった公務員給与に民間給与を反映させるような仕組みになっているというふうに考えているところでございます。

○丸山わき子君

ここのところの人事院勧告というのは、下がりっぱなしなわけでしょう。こんな下がる中で、さらに下げるなんていう、これは絶対改悪の状況ですよ。これは、いい方向に行っていないわけじゃない。そういう意味では、やはり職員の皆さんの士気を下げってしまうというのも当然あると思いますよ。本当に40代、50代というのは、各家庭でも子育て最後の真ただ中だというふうに思うわけですね。そういう中で、職員の皆さんのこういった労働条件を悪化させていくことは許せない。先ほどペナルティーがないんだというのであれば、勧告を聞くことはないんですよ。八街市は八街市のやり方をやっていく必要があるんじゃないですか。その辺について市長の見解を伺いたいと思います。

○市長（北村新司君）

職員の皆様方には、大変、日頃いろんな面で、3.11後も頑張っていただいております。いろんなことを考えておる結果で、今回も人事院勧告があった中で給与と民間給与を比較した結果、公務が民間をうわまったということで、この引き下げ改定が適切であるというふうに判断して提案したものでございます。

○丸山わき子君

民間との格差が、わずか899円なんですよ。これが、5千円、6千円、1万円だっていうのであれば、まだ考える余地はありますよ。わずか、899円です。むしろ民間が、これに努力してもらおう。公務員の給与に合わせるように努力してもらおう。これが本来だと思うんですよ。毎年毎年マイナス勧告で、職員の皆さんは本当に大変だというふうに思います。私は、市長のこの人事院勧告を受けないで、八街市独自の市政運営をやっていただきたい。ペナルティーがないならできるはずですよ。ぜひ、私は、そういう点では、この人事院勧告を受けての給与改定はしないで、八街市は八街市独自の対応で取り組んでいただきたいと、このように思います。以上です。

○議長（鯨井眞佐子君）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鯨井眞佐子君）

質疑がなければ、これで質疑を終了します。

これから、討論を行います。

議案第1号についての討論を許します。

最初に反対討論の発言を許します。

○右山正美君

私は、議案第1号、八街市一般職の職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、反対をするものであります。

人事院勧告により、一般職の給与を削減するというもので、50歳代を中心に40歳以上が賃下げの対象で、その内容は現給保障の算定基礎枠を当該算定基礎額に100分の99.

19を乗じて得て額に引き下げるというものであります。

さらに、0.37パーセントを4月までさかのぼって、12月のボーナスで減額調整を行うとしています。これは、一旦支払った給与の返却を求めることと同じことであり、職員の暮らしに大きなダメージを与えるのは、明らかなことであります。既に支払った給与を返せとって、懐からむしとるような条例改正は認めるわけにはいきません。

給与の削減を進めていけば、職員の生活だけでなく、消費の冷え込みをますます助長するのは明らかです。日本社会も地域経済も長引く不況から抜け出せません。大震災や原発事故で、ますます経済の先行きは不透明になっています。これを立て直すには、何よりも消費を温めることであります。

日本の国内総生産は、約500兆円ですが、その6割を個人消費が占めています。これが冷え込み、消費を作っておらない今の不況の最大の原因になっているわけであります。そういうときに、職員の給与を減らせば、それがまた民間給与を引き下げる口実にもなっていくわけであります。こうした民間と公務員との給与の引き下げ競争がデフレを加速させ、地域経済をますます冷え込ませることにつながっていきます。このような悪循環は一刻も早く断ち切るべきであります。

また、人事院勧告はそもそも労働基本権制約の代償措置として、公務員労働者の利益を擁護すべき制度であります。この制度を公務員労働者の労働条件改悪に使うことは、制度の趣旨に真っ向から反しており、市長は三役などを優先して給与を引き下げる。これが真っ先であります。

よって、議案第1号、一般職の給与削減に反対をするものであります。以上です。

○議長（鯨井眞佐子君）

ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鯨井眞佐子君）

討論がなければ、これで、議案第1号の討論を終了します。

これから、採決を行います。

議案第1号、八街市一般職の職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

この議案は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（鯨井眞佐子君）

起立多数です。議案第1号は、原案のとおり可決されました。

日程第4、休会の件を議題とします。

明日12月1日から4日までの4日間を議案調査及び休日のため、休会したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鯨井眞佐子君）

ご異議なしと認めます。

12月1日から4日までの4日間、休会することに決定しました。

本日の日程はすべて終了しました。

本日の会議はこれで終了します。

12月5日は、午前10時から本会議を開き、市政に対する一般質問を行います。

議員の皆様に申し上げます。

12月9日に議案に対する質疑を予定していますので、質疑のある方は12月6日、午後4時までに通告書を提出するようにお願いします。

なお、所属する常任委員会の所轄する議案については、原則として質疑を避けるようお願いをいたします。

この後、議会運営委員会正副委員長及び各常任委員会正副委員長は、議長室にお集まりください。

ご苦労さまでした。

（散会 午前10時46分）

+

○本日の会議に付した事件

1. 会議録署名議員の指名
2. 会期の決定
3. 議案の上程

議案第1号から議案第12号

提案理由の説明

請願第23-4号

紹介議員の説明

4. 休会の件

.....
議案第1号 八街市一般職の職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

議案第2号 八街市在宅重度知的障害者及びねたきり身体障害者福祉手当支給条例の制定について

議案第3号 指定管理者の指定について

議案第4号 字の区域及び名称の変更について

議案第5号 市道路線の変更について

議案第6号 市道路線の認定について

議案第7号 平成23年度八街市一般会計補正予算について

議案第8号 平成23年度八街市国民健康保険特別会計補正予算について

議案第9号 平成23年度八街市介護保険特別会計補正予算について

議案第10号 平成23年度八街市学校給食センター事業特別会計補正予算について

議案第11号 平成23年度八街市下水道事業特別会計補正予算について

議案第12号 平成23年度八街市水道事業会計補正予算について

請願第23-4号 学校図書館の充実を求める請願